

国民年金の付加 保険料制度 を活用しよう！

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課・戸籍
年金グループ
☎74-3002

付加年金保険料とは、将来、より多く年金がもらえるための制度です。

付加年金は国民年金の保険料に400円上乗せして支払うことで、「200円×付加保険料納付月数」の金額だけ上乗せした年金を受け取ることが出来ます。

たとえば、10年間付加年金を支払うと、合計4万8千円の負担になりますが、受け取り年金額は、毎年2万4千円増えます。

自営業やその妻などの第1号被保険者で、国民年金基金に加入していない人がこの付加年金に加入することが出来ます。

●年金事務相談所開設

室蘭年金事務所の職員の方が相談員として対応します。完全予約制となっていますので、室蘭年金事務所(☎0

143・50・1004)をダイヤルし、番号「2」を選択してから予約してください。

■日時 8月6日(木) 10時30分～15時30分

■場所 洞爺湖町役場 302会議室

町内での起業を 支援します

■問合せ
産業振興課地域振興グループ
☎74-3005

洞爺湖町では、空き家、空き店舗の解消を図り、新規開業によって地域の活性化を促す「チャレンジショップ支援事業」を実施しています。

対象となる事業は、①小売業、サービス業、飲食業②地元農産物・海産物の直売所③農産物、海産物を使った加工品の製造・販売業④地域の景観を生かした観光業⑤その他洞爺湖町の特色をいかした事業。

対象者は、町民又は町民になる予定者で町税など滞納していない人。該当者には改装費や備品購入費、家賃などを

補助します。

改装費は、同費の2分の1以内、上限50万円。備品購入費は、同費の2分の1以内、30万円。家賃(敷金、礼金は除外)については、月額の2分の1以内で最長2年間、1年目は5万円、2年目は3万円が限度となります。

粗品等で勧誘するSF商法(催眠商法)に注意しよう！！

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74-3005

会場に人を集めて「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気につかれ、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を購入させられてしまう、新たな手口のSF商法(催眠商法)による被害が増えています。

個別に小部屋に呼ばれ「あなたのために……」などともちかけるのが特徴で、勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて会場に近づかないように

注意しましょう。

困ったときは、産業振興課まで相談ください。

畜犬の「マイクロチップ装着」希望者を募集します

■問合せ
環境課環境推進グループ
☎74-3006

将来予測される噴火災害に備え、犬の迷子防止のため北海道獣医師会より「マイクロチップ装着」について希望者の公募依頼がありました。

希望される方は、7月31日までに役場環境課まで連絡ください。

マイクロチップは、北海道獣医師会の厚意で、本体及び装着の施術を無料で提供します。数に限りがあるため今回につきましては平成22年1月1日以降に生まれた犬に限定します。

マイクロチップ装着後は、1頭につき1,000円の登録料が必要となりますが、今年度につきましては、登録料を町が助成しますので、実質無料となります。

尚、実際のマイクロチップ装着は、10月頃を予定しています。

■募集要件

- ・平成22年1月1日以降に生まれた犬であること。
- ・洞爺湖町で畜犬登録済みの犬であること。

※未登録の場合は別途畜犬登録料(1頭につき3,000円)がかかります。

※狂犬病予防法により、犬の所有者は、毎年一回狂犬病予防注射を受けさせ、市町村長が交付する注射済票をその犬につけておく必要があります。

行政に関わるく らしの無料相談 会開催

■問合せ
住民課・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。相談のある方は、事前に予約してください。

■日時 8月15日(土) 9時30分～12時00分